

安全・安心まちづくりNews 第183号

青色防犯パトロールを始めませんか？



青色防犯パトロールとは、**自動車に青色回転灯**を装備して、**地域の防犯のために自主的に行うパトロール**をいいます。

一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、警察から証明を受けた団体は自動車への青色回転灯の装備が認められています。

県内では **116 団体、652 台** (令和3年7月末) が青色防犯パトロール活動を行っています。令和3年度から青色防犯パトロールを開始した2団体を紹介します！

高松市檀紙校区「檀紙校区青少年健全育成連絡協議会」は「**地域を不審者から守りたい**」との強い意志のもと、8月6日から活動を開始しました！



高松市林地区「林地区コミュニティ協議会」は「**児童の安全な通学を見守る**」ことを目的として9月1日から活動を開始しました！



警察では、青色防犯パトロール活動に必要な「青色回転灯・マグネットシート・青色合図灯」を無償で貸出しています。活動に関する詳しい内容は、警察本部生活安全企画課または最寄りの警察署生活安全課までお問合せください。

